

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

【計画の内容に関するもの】（５７件）

No.	御意見の内容	御意見に対する県の考え方
1	<p>【目次】 第１章 計画改定の背景と趣旨 第２章 県民活動の定義と役割等 1 県民活動の定義 (1) 県民活動とは (2) 県民活動団体とは (3) 県民活動団体のとらえ方と本計画における主たる対象 脱字「本計画」→「基本計画」</p>	<p>「山口県県民活動促進基本計画」を「計画」と表記しているため、「本計画」を「計画」に改めます。</p>
2	<p>【P1】 「山口きらら博」では、5万人を超える<u>県民ボランティアの協力の下、県民の自主的な活動が大会運営を支え、大成功を収めることができ、…</u>とありますが、実際には会場美化活動や誘導、おもてなしなどのボランティアの他、元気伝説や市町村デーのステージ出演団体の様にステージの演者としてコンテンツを提供する形で参加した人など、「ボランティア」という言葉ではくくれない多様な参加があり、むしろボランティア参加以外の人たちがNPO法人化して活動を継続したりして県民活動を活性化し、支えてきた、という事実はあると思います。</p>	<p>「山口きらら博」の成功は、ボランティアをはじめとする県民総参加による協働の成果であり、その際に培われた県民力、地域力をその後の国民文化祭や国体、ゆめ花博への取組に継承・発展させることができたと考えています。 こうした総参加による協働の取組を「県民ボランティアの協力の下、県民の自主的な活動が大会運営を支え」と表記しています。</p>
3	<p>【P1】 「コロナ禍の影響による<u>交流の機会の減少</u>等により、地域における人と人とのつながりが薄れ」とありますが、交流の機会はもちろんですが、地域の行事の継続や会議開催などの機会が減少するなど、「活動機会」が減少したことが、結果として交流の機会を減じていると思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「交流の機会の減少」を「活動や交流の機会の減少」に改めました。</p>

4	<p>【P1】 地域コミュニティ機能の低下の原因に「人口減少」と「コロナ」を並列で扱うのはどうか？人口減少は前提として扱うべきもので、コロナは大きなインパクトではあるものの、今後も類似のことが起こり得る外的なリスクととらえたほうがよいのではないか？</p> <p>「一方、コロナ禍は、人々の意識や価値観、働き方に大きな変化をもたらし、都市部の人々の地方への関心が高くなるなど人の流れが生まれています。…」の段落に、コロナのマイナス要素とプラス要素を併記する方がよいのではないか。</p>	<p>県民活動を巡る情勢の変化として、2段落の構成で記載しており、1段落目では、地域コミュニティ機能の低下の原因と課題、2段落目ではコロナ禍の影響による新たな変化について述べる構成としています。</p> <p>このため、記載は原案のままとします。</p>
5	<p>【P2】 「県内のNPO法人等の県民活動団体数は順調に増加し、県民活動は着実に広がりを見せています。」との記述ありますものの、後々の記述に具体的な団体数増加状況の資料見当たりません。</p> <p>(P5に「現在、県内では、2千を超える県民活動団体が」と団体数概要の記述あるだけです。)</p> <p>「増加」「広がり」と言うならば具体的な数値提示/図示明示願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「1 県民活動への理解と参加の促進」に係る評価指標の掲載ページに県民活動団体数の推移(過去5年間)を掲載しました。</p>
6	<p>【P2】 「県内のNPO法人等の県民活動団体数は順調に増加し、県民活動は着実に広がりを見せています。」とありますが、NPO法人数だけ見ると、山口県内では2017年がピークですよ？</p> <p>具体的にはNPO法人の他に何を県民活動団体数としてカウントしているのか、注釈の追記があるとよい。</p>	<p>御指摘のとおり、NPO法人数は、現時点では、2017年(平成29年)の434団体が最も多い状況ですが、NPO法人を含む県民活動団体数をみると、直近の2021年度(令和3年度)が最も多い状況です。</p> <p>なお、県民活動団体数の推移が分かるように、「1 県民活動への理解と参加の促進」に係る評価指標の掲載ページにグラフを掲載するとともに、県民活動団体数の集計方法を記載しました。</p>

7	<p>【P2】 「若年層の県民活動への参加割合が低いことから…」とありますが、山口ゆめ花博では、全ボランティアに占める若年層の割合が過去最高となり、驚きました。若年層のボランティア参加意欲は、近年、より高まっていると思います。(理由はいろいろですが)</p>	<p>若年層の参加割合については、「令和3年度県政世論調査」の結果に基づき、記載しています。 引き続き、若年層のボランティア参加促進に向けた取組を推進してまいります。</p>
8	<p>【P2】 「多くの県民活動団体は人材や資金不足等の課題を抱えており、県民活動団体が自らの目的を達成していくためには、プロボノの活用や様々な資金調達手法により、<u>人的・財政的基盤を強化していくことが必要です。</u>」とありますが、一方で、お金がなければ活動できない、と思い込んでいる、という現実も直視すべきだと思います。 人的基盤はつまり知的基盤や情報基盤が必要なのであって、財政的基盤はどんな活動にも必要なわけではないので、誤解を与えないようにしてほしいと思います。基本的に、ボランティアとしてお金がなくてもできる意義ある活動が、きちんと継続できる、というしくみづくりが優先されるべきです。</p>	<p>「令和4年度県民活動団体の活動実態調査」における「主な収入源」、「寄附金収入額」、「活動を行う上での課題」の状況を踏まえ、記載しています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>【P2】 「<u>「あいかさねっと」の更なる利用促進が求められています。</u>」とありますが、だれが求めているのでしょうか？求められている、は違和感がある表現だと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、表現を再検討し、改めました。</p>
10	<p>【P2】 「多様化・複雑化している地域課題を解決するためには、<u>県民活動団体が事業者(企業)や県、市町、大学等の多様な主体と協働することが効果的</u>」とありますが、協働は相互に行うものであり、「<u>県民活動団体が協働すること</u>」が効果的なわけではありません。</p>	<p>御意見を踏まえ、表現を再検討し、県民活動団体を含めた多様な主体が協働することが効果的という内容となるよう表現を改めました。</p>

11	<p>【P2】 「多様な主体との合意形成には、専門的な手法により目的に導いていくファシリテーターによる協働の推進が必要です。」とありますが、協働＝合意形成、という誤解を生みそうです。協働にはかならずしも合意は必要ないし、合意形成できないことを前提にしてこそ協働が進む面があります。</p>	<p>多様な主体が協働した取組を進めていくためには、協働によって達成しようとする目的を共有し、合意形成を行いながら協働事業を実施することが重要であると考えています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>【P3】 「コミュニティ活動…地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な活動」とありますが、「拠点に」ではなく「対象として」ではないでしょうか？</p>	<p>御意見を踏まえ、表現を再検討し、表記を改めました。</p>
13	<p>【P3】 「寄附もボランティア活動に含まれます。」とありますが、「含みます」のほうが適切では？</p>	<p>御意見を踏まえ、表記を改めました。</p>
14	<p>【P3】 「県民活動団体とは、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次表のいずれにも該当する団体」と定義します。」とありますが、「反社」は今までどのように扱われていましたか？</p>	<p>県民活動団体の定義の前提として、「営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする」県民活動を行うことを目的としている団体であるため、「反社」は県民活動団体に含まれません。</p>
15	<p>【P3】 「組織的かつ継続的」とは、団体としての定められたルールがあり、<u>一過性の活動</u>ではないことを指します。」とありますが、「一過性」とはどの程度の長さのことを言うのでしょうか？NPO活動は目的を達成すれば終了、解散する、というのが本来とされており、これを一過性と呼べないと思います。 たとえば、災害ボランティアは短期間の活動の可能性もありますが、短期間の活動の場合は県民活動に含めない、ということになりますか？</p>	<p>御指摘いただいている記載箇所は、「県民活動団体」の定義に係るものであり、災害ボランティアのような個人の県民活動について記載したものではありませんが、災害ボランティアについては、県民活動であると考えています。 なお、団体が目的を達成するために活動し、達成して終了する活動については「一過性」の活動ではないと考えています。</p>

16	<p>【P3】 「営利を目的としない活動」とありますが、この表現が誤解を生むと 20 年間言われ続けています。違う表現が出来ないでしょうか？ 利益配当を前提とした営利獲得を目的としない活動であること、など。</p>	<p>御意見を踏まえ、「営利を目的としない活動」の補足として、「利益を分配しないこと」を追記しました。</p>
17	<p>【P4】 「コミュニティ活動を行う団体については、主たる活動が<u>会員間の共益を目的とした活動であれば、県民活動団体とはなりません。</u>」とありますが、単位自治会は共益団体の性格が強いと思います（会員の互助組織）。これが、図のはみ出している部分と理解してよいのでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
18	<p>【P4】 「県民活動は、県民がそれぞれの使命感や価値観に基づいて、<u>地域社会の課題を自主的・主体的に解決していこうとする活動</u>」とありますが、ここに「地域」と入れる特別な意味がありますか？ 国際貢献活動をしているような団体は特定の「ウクライナの難民のため」の活動を県民活動の範疇で行っている可能性があります。</p>	<p>県民活動は、地域に限ったものではないため「地域」を削除しました。</p>
19	<p>【P4】 「地域において個性あふれる県民活動が展開されることにより、資金、知識、技術、情報などの社会資源が県民に活用され、<u>県民相互の協力関係が生じ…</u>」とありますが、この場合、県民に限らず、広く多様な主体の相互の協力関係が生じます。</p>	<p>記載している「県民相互」には、多様な主体を構成している「県民」相互という意味合いも含まれているため、記載は原案のままとします。</p>
20	<p>【P5】 「みんなで「県民活動」をしよう！」のページは、イラスト、カラフルで、余白も十分にあり、見やすく伝わりやすいです。全体的にも、文字の大きさやフォントが工夫されていて、読みやすいです。</p>	<p>県民の皆様が身近なところで行われている「見守り活動」や「清掃活動」などは、「県民活動」であることを知っていただくため、作成しました。 引き続き、県民活動への理解と参加の促進に向け、取り組んでまいります。</p>

21	<p>【P5】 こども食堂→最近では「地域食堂」と言い換えている団体も多いようですが、いかがでしょうか？</p>	<p>県民活動を知っていただくための例示として挙げているため、一般的に周知されている「こども食堂」を使用しています。</p>
22	<p>【P6】 県民の役割として「事業活動のチェック」を入れているのは、NPO法をよく理解されておられるからだと思います。素晴らしい！</p>	<p>県民活動団体が行う取組に共感し、活動を支援応援していただくためにも、団体の活動をチェックしていただくことは、重要な役割であると考えています。</p>
23	<p>【P6】 県民活動団体の役割として「公共的サービスの担い手」とありますが、「サービス」と言われてしまうと違和感がありますが、仕方がないのでしょうか？「公益の担い手」「公共の担い手」という気持ちですが。下の表の「県民」の枠内には「公益活動」という言葉もあるので、その方がいいように思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「公共的サービスの担い手」を「公益活動の担い手」に改めました。</p>
24	<p>【P6】 事業者（企業）の役割として「事業所内の環境づくり」とありますが、意味がよくわかりません。制度の整備、というような意味でしょうか？</p>	<p>事業者（企業）の役割に記載している「従業員へのボランティア休暇制度を設けるなど、県民活動への参加に配慮するとともに、そのための事業所内の体制を構築」することを「環境づくり」と表現しています。</p>
25	<p>【P6】 県民の役割として「県民活動団体の適正な事業活動についてチェック」とありますが、「チェック」を強調されると違和感がありますが、仕方ないでしょうかね？興味関心を持ち、適正な活動を支援する、という気持ちが伝わればありがたいです。</p>	<p>県民活動団体が行う取組に共感し、活動を支援応援していただくためにも、団体の活動をチェックしていただくことは、重要な役割であると考えています。 そのため、記載は原案のままとします。</p>
26	<p>【P7】 県民活動団体の役割として「行政が効率的なサービスを提供するパートナーとしての役割」とありますが、「効率的なサービスを提供する行政のパートナーとしての役割」では？</p>	<p>御意見を踏まえ、表現を再検討し、改めました。</p>

27	<p>【P7】 (県、市・町の役割の一部、あるいは国の役割かもしれませんが) 小中学校時点で、県民活動に限らず地域について学ぶ/教える機会が必要と感じます。どこかに記述盛り込むことは出来ないでしょうか。</p>	<p>御指摘の内容については、「第4章 施策の展開」の「1 県民活動への理解と参加の促進」の「(5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の提供」の項目の「児童・生徒」に関する具体的な取組に記載している「山口県の地域連携教育」の中で郷土への誇りや愛着が育まれると考えています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
28	<p>【P9～】 アンケート結果を引用する場合、出典の他アンケート方法(実施時期、提示方法、提示(アンケート用紙送付等)数、回答数/回答率 等)を明示すべきです。</p>	<p>御意見を踏まえ、調査の名称を記載している箇所に、アンケート方法を追記しました。</p>
29	<p>【P10】 「財政基盤が弱い団体が多いため、<u>財政基盤強化</u>に向けた取組を推進する必要があります。」とありますが、ケンミン活動団体にはお金が必要だ、という思い込みが前提になっているように思えてなりません。表現の工夫で改善できるかもしれませんが。</p>	<p>「令和4年度県民活動団体の活動実態調査」における「主な収入源」、「寄附金収入額」、「活動を行う上での課題」の状況を踏まえ、記載しています。 そのため、記載は原案のままとします。</p>
30	<p>【P14】 「協働」は「相互の存在意義を認識し尊重しあい、相互にもてる資源を出し合い、対等な立場での共通の目的を達成するため、<u>お互いに協力することを言います。</u>」とありますが、お互いに課題解決のプロセスを共有することを言います、としていただきたいところです。</p>	<p>令和3年(2021年)3月に策定している「県民活動団体による企業との協働の手引」において、「協働」を定義しています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
31	<p>【P14】 「解決策を見出す過程で、立場の違う様々な考え方や技術を持つ方々と交流することにより、視野が広がり、活動の充実につながります」とありますが、このことを、ひとことで言うと「プロセス」ということが出来ます。 協働はプロセスが大事で、「事業」や「その時の状態」にだけ着目しないように、言葉の選び方に細心の注意が必要です。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

32	<p>【P16】 「情報発信と普及啓発」で「県民活動を多様な広報媒体等によって広く県民に発信するとともに、10月・11月の「県民活動促進期間」を中心に、市町や関係団体等と連携して普及啓発活動を積極的に展開します。」とされておりますが、企業に勤める者として、行政広報を目にした覚えが全くありません。行政広報の不足あるいは力不足を感じます。</p> <p>「県の広報媒体」を活用する、と言っても、「県広報誌「ふれあい山口」は3か月に1回の発行であり広報誌の体を成していません。まず「県の広報媒体」「県の広報体制」そのものの見直しが必要と感じます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県広報誌は年4回の発行となっております。原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>
33	<p>【P17】 「イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進」…前述の通り企業に対する行政広報の不足あるいは力不足を感じます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
34	<p>【P18】 「若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携」…若年層には就職者も含まれると思うのですが就職者に対する施策は無いのでしょうか。</p> <p>又、前述の通り企業に対する行政広報の不足あるいは力不足を感じます。</p>	<p>就職者を含め、若年層はSNSを通じて情報を取得される機会が多いと考えられるため、SNSを通じたボランティア募集情報の配信に努めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>【P18】 若年層の参加促進について ボランティア活動が「点数」に換算されたり、内申書に影響するような仕組みは、確かに必要だと思いました。活動がきちんと評価されることは、きっと生徒のやる気につながります。</p> <p>その上で、「進学に有利だからやる」のではない、自発的・公益的な活動としてのボランティア活動の理念を担保する仕組みはありますか？</p>	<p>高校の1人1台タブレット端末等へボランティア体験事例の掲載による情報発信や、大学等の講義内での県民活動団体の活動紹介やマッチングによるボランティア体験の実施等により、ボランティアの理解促進に努めてまいります。</p>

36	<p>【P18】 教育委員会では「ボランティアバンク」というシステムが採用されていると聞きました。県民活動でも同じシステムを使用し、学校や生徒とのコミュニケーションの一元化をしていると考えて良いでしょうか？</p>	<p>「山口県高校生ボランティアバンク」を通じて累積 100 時間以上のボランティア活動を行った高等学校・中等教育学校後期課程に在籍する生徒で、学校長の推薦を受けた者を県教育委員会が認証する制度として、「山口県高校生ボランティア活動認証制度」があります。</p> <p>「あいかさねっと」を経由したボランティアのうち、学校単位で把握されているものについては、「山口県高校生ボランティア活動認証制度」の累積時間として申請できることを学校あて適宜周知することとしています。</p>
37	<p>【P18】 「山口県高校生ボランティア活動認証制度」と「あいかさねっと」の連携周知による参加の促進」→ 期待しています！</p>	<p>高校生のボランティアへの参加促進に向け、引き続き、学校への周知を図ってまいります。</p>
38	<p>【P18】 「中山間地域の主要な担い手としての参加促進」→中山間地域づくり推進課の施策との緊密な連携を図っていただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、県民の中山間地域づくりへの参加を促進する上で、中山間地域づくり推進課との連携は不可欠であることから、緊密に連携してまいります。</p>
39	<p>【P19】 「事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進」…前述の通り企業に対する行政広報の不足あるいは力不足を感じます。</p>	<p>企業には、仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動である「プロボノ」の普及啓発を図ることとしており、参加促進に向けた取組を推進していきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
40	<p>【P19】 「事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進」について、事業者向けの県民活動の理解や制度導入等に向けた大規模な研修会と、日常的に支援する伴走型の支援体制の整備を望みます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>【P20】 「寄附への理解促進」の記述ありますが、「寄付」には多様な形式方法あると思います（物品そのほか）。それらを加味した施策設定願います。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

42	<p>【P20】 「寄附への理解促進」について、活動の質の向上や、お金の透明性の確保が進まなければ、寄附は進みません。まずは団体活動の信頼性の向上や運営体制の強化、理念や活動の質の向上、情報発信力の向上から。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
43	<p>【P21】 SDGs はシステム思考で捉える必要があり、下の図のように、個別に「何番のテーマ」と選ぶのではなく、因果関係を理解して、同時に全方位的に状態を改善していく必要があります。このページはSDGsに対する理解が浅い印象を受けます。</p>	<p>御意見を踏まえ、内容を改めました。</p>
44	<p>【P22】 「県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり」は最重要課題だと思います。団体は継続する必要はなく、新陳代謝を促すべきだと思います。また、お金が必要なのではなく、考える力、説明する力、運営する力が必要です。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>【P23】 「市町民活動支援センター一覧」がありますが、2/1に長門市もオープンしますので、入れてあげてほしいです。最新のものに差し替えてください。</p>	<p>御意見を踏まえ、差し替えました。 あわせて、巻末の参考資料「県・市町民活動支援センター一覧」も差し替えました。</p>
46	<p>【P24】 「中間支援団体の育成と連携」とありますが、いままで、一番不足していた取り組みです。センター運営団体のプロポーザルに複数の手が挙がることを目指して取り組んでいただきたい。</p>	<p>県民活動団体を支援することを主たる業務とする中間支援団体は重要な役割を担っていることから、引き続き、研修会の開催等による人材育成や団体間のネットワーク化を推進します。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
47	<p>【P25】 「任意団体のNPO法人化の促進」とありますが、法人化の数が成果指標になることがないように、あくまでも内容として、法人化がふさわしいかどうか、に着目していただきたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

48	<p>【P26】 プロボノ関係の事業は、県民活動の推進、関係人口の創出などに向けて推進力になると思いました。</p>	<p>御意見のとおり、プロボノは県民活動の活発化につながり、県外からのプロボノワーカーの呼び込みは関係人口の創出・拡大につながることから、県民活動団体がプロボノを利用できる体制の整備に努めてまいります。</p>
49	<p>【P27】 「県民活動支援センターの Zoom ルームの活用」とありますが、周囲の音や視線が遮断できない状況なので、「ルーム」とはいいがたい。一応、zoom ができるデスクがある、という程度。さらなる環境の整備を期待します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
50	<p>【P29】 「プロボノ」のメリットとして挙げられている「新しい人とのつながり」について教えてください。支援希望分野「1 IT 活用・Web デザイン 2 画像・動画編集 3 マーケティング・広報 4 企画・事業開発 5 会計・経理」は、その多くがオンラインでも完結しそうという印象があり、「つながり」と言えるほど人とつながるのかな？と疑問に思いました。どのように「新しい人とのつながり」を作っていける仕組みなのでしょうか。</p>	<p>これまでのプロボノ関連の事業においては、IT 分野の支援においても、団体とプロボノワーカーがオンライン上で打ち合わせを重ねた後に、実際に団体の活動現場を訪問し、現地を確認した上で団体とともに活動を行う事例が多く、オンラインの交流に加え、対面での交流も行われています。</p> <p>また、1 回限りの支援ではなく、継続的な支援も行われており、つながりは生まれていると考えています。</p>
51	<p>【P30】 「多様化・複雑化する地域の課題を解決するには、県民活動団体が単独で取り組むよりも、行政や事業者（企業）など多様な主体が役割を分担しながら取り組むことが効果的であることから、協働の取組を推進します。」とあり、書かれていることはその通りなのですが、地域を運営する組織の基盤が整っていることが前提となるため、地域の基盤整備なしに協働と言う名の下に外部の団体が地域に入り込んで、地域が混乱したり疲弊したり、地域の自立の機会を奪ったりする事例が多くあるので、慎重に進めていただきたいです。</p> <p>地域づくりの専門家とよく連携して進めていただきたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

52	<p>【P31】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「統括協働ファシリテーター」の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・県民活動支援センターに配置し、多様な主体との協働をコーディネート ●「地域協働ファシリテーター」の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・市町民活動支援センタースタッフ等を対象として養成研修を開催し、養成者を「地域協働ファシリテーター」として配置 ・地域の特性を生かした活動ができるように支援 <p>とありますが、中山間地域づくりの支援においても、類似の施策を展開しています。緊密な連携を期待します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
53	<p>【P20, P26, P33】</p> <p>【評価指標】の記述ありますが、その他の施策でも指標設定可能なもの多々あると感じます。評価指標の設定再検討願います。</p>	<p>3つの基本方針に基づく施策ごとに、進行管理を適切に実施するよう、評価指標を設定しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>
54	<p>【P35】</p> <p>「進行管理」で「毎年度、県民活動白書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会、市町、県民活動支援機関等から幅広く意見を聴きながら進行管理を行うとともに、各施策について適正に評価し、その結果を施策に反映させていきます。」とありますが、「県民」の意見反映を明示頂ければ幸いです。</p>	<p>進行管理は、公募委員を含む「県民活動審議会」からの意見を聴いて行うこととしています。</p> <p>なお、計画を改定する際は、パブリック・コメント等により広く県民から意見を募集します。</p>
55	<p>当「基本計画(素案)」は「第4次改定版」となっており、過去1-3次基本計画に対して改定/変更を行っての素案、と思われませんがどこをどう改定/変更したのか不明です。少なくとも、「2018(平成30)年11月に第3次改定」(P1)したもののからどこをどう改定しているのか明示が必要と考えます。</p>	<p>第4次改定版の素案については、令和4年度第2回県民活動審議会において審議し、第3次改定版から新規で取り組むこととした項目を概要にまとめています。</p> <p>詳しくは山口県県民生活課のホームページを御確認ください。</p> <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/14616.html</p>

56	<p>「用語解説」はありがたいです。解説語句再精査願います。また、本文中「※」ある語句が用語解説のある語句、と思われませんが、その旨資料最初に明示願います。</p> <p>全てのパブリック・コメント（県民意見の募集）資料には「用語解説」の設定を、巻末または別資料での「用語解説」の場合は本文中「用語解説」実施語句が一目で分かる様にする様願います。</p>	<p>用語解説の精査を行いました。</p> <p>また、御意見を踏まえ、目次の「用語解説」に「右肩に「※」印を記した語句の解説」と追記しました。</p>
57	<p>本文にイラストがたくさん使用されていて親しみやすく、わかりやすい計画となっている点で好感が持てます。</p> <p>男性は大きく、女性は小さく、女性は赤い服、など、ジェンダー平等への配慮や、人種、性的マイノリティに対する配慮など、最終的に、もう一度、確認していただけたらと思います。</p>	<p>県民の皆様に関心を持っていただけるよう、イラストの使用等による作成に努めたところであり、今後は広報・啓発に努めてまいります。</p>

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】（21件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
58	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計16案件（12/28時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
59	<p>当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	

60	<p>前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
61	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
62	<p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか 明示願います。</p>	
63	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
64	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
65	<p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、</p> <p>関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>	

66	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願います。</p>	
67	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p>	
68	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
69	<p>前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。</p>	
70	<p>前述対応しないというならばその理由を明示願います。</p>	
71	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内で御願致します）。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月24日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」）などにより広報に努めました。</p>

72	<p>今回の意見募集期間重複 16 件では、県民への web 以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下 4-5 段広告）への掲載案件と未掲載案件（別途小広告記載）に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれませんでした理由を明示願います。</p>	<p>掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。</p> <p>県広報誌は年 4 回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
73	<p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。</p>	
74	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。（パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の 1 つとする方が明らかに県民の目に留まると思われま。</p> <p>「個別の（小さい）広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。）</p>	
75	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。（「意見募集の結果（人数・件数）の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」（十分・不十分）を御明示願います。）</p>	
76	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が 1 か月なのに対して、県広報紙発行が 2-3 か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	

77	<p>16 案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>学識経験者や県民活動団体を代表する者、事業者を代表する者、公募委員で構成する「山口県県民活動審議会」を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きするとともに、各市町や各市町民活動支援センターに対する意見照会を実施し、いただいた御意見を最終案に反映させています。</p>
78	<p>16 案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一 ・経緯説明の際は年表資料提示 ・資料中表・図への附番 ・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・目標値の一括での明示 ・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示 ・過去計画、当計画（案）で目標値を設定している場合は、目標値案件継続の場合は、過去計画の（計画時点）実績値・過去計画目標値・現状値・目標値、目標値案件終了の場合はその理由 ・目標値案新規設定の場合はその理由の明示 ・語句説明設定（各頁下方あるいは巻末・別資料。 後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐにわかる対応実施の上） <p>を宜しく御願い致します。</p>	<p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し、作成しています。</p> <p>本計画では、可能な限り西暦元号を併記するようにしており、語句説明も巻末に記載しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の計画策定やパブリック・コメントをする際の参考とさせていただきます。</p>